

譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期) この預金は、証書面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、証書面記載の期間及び利率によって計算します。この場合、1年を365日として日割で計算します。また、中間利息は行わず、利息は一括して満期日にお支払いいたします。

(2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。

(3) この預金には、満期日以後の利息は付けません。

3. (反社会的勢力等からの預金口座開設申込みの断絶)

この預金口座開設申込み時に、当行が実施する申込者に対する審査の結果、当行が承諾した場合にのみ預金口座を開設、利用することができます。但し、次の各号の一でも該当する場合は、当行は預金口座開設申込みをお断りするものと致します。

(1) 申込者が4. (3) の各号のいずれかに該当する場合

(2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合

(3) その他総合的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切と判断した場合

4. (譲渡)

(1) この預金は、利息とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

①証書裏面の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、譲渡人及び譲受人の所定の確認書類を証書とともに表面に記載する取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印影とします。

②当行は、提出された証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

(3) この預金は、次の各号の一にでも該当する場合は、譲渡することが出来ないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続する事が不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、預金の譲渡について確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲渡人が、預金者または譲受人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

①預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

②預金者、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが半明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

5. (非居住者への譲渡の制限)

非居住者への譲渡はできません。

6. (預金の解約)

(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を満期日以後に解約するときは、証書裏面の受取欄に記名押印して証書面記載の取扱店に提出してください。なお、当行は予め預金者からの申し出があつて当行が合意した場合を除いて現金による支払を

行いません。

(3) 前項の解約手続きに加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 前項のほか、4. (3) の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続

することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとなります。本条において通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、本条の解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

(5) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が次のいずれかに該当することが半明した場合

A 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等

B 「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合

②この預金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に利用された場合

A 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取引(核兵器関連開発、大型兵器開発関連等)。

B 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または船積地とする全ての貨物輸入取引。

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 本規定に基づき発行された証書や使用中の印章を失った時、又は、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって店頭へ届出てください。この届出の前生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 証書または印章を失った場合の元金の支払いや証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合)

本規定に基づき発行された証書、譲渡通知書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱いしたうちは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があつてもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

10. (質入の禁止)

この預金の質入はできません。

11. (預金保険)

この預金は預金保険制度の対象ではありません。

以上